

令和8年第1回定例会(3月)議決結果

第1回定例会が令和8年3月2日から13日までの12日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など30議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(継続審査)

監査委員などの報酬額を見直すため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

災害弔慰金などを支給するに当たり、災害関連死であるか否かの判定が困難な場合などには、医師や弁護士などの有識者による審査会での判定が必要となることから、当該審査会の設置に関する所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

子ども・子育て支援法などの一部を改正する法律の施行により、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとなる子ども・子育て支援金について、令和8年4月から国民健康保険税と併せて賦課徴収することとされていることから、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

紙媒体で交付している字図について、電子データによる交付を可能とするとともに、コンビニエンスストアなどにおける各種証明書発行手数料の減額期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の表彰要件が国のガイドラインに適合していないことから、国のガイドラインに適合させるべく、当該表彰要件に特定健康診査の受診を追加するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

遠賀・中間地域広域行政事務組合が定める火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町下水道条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町公共下水道事業における汚水処理に関する事務を、令和8年4月1日から北九州市に委託することに伴い、当該事務の実施に必要な規定について北九州市下水道条例との整合を図るため、現行条例を全部改正し、新たに条例を制定するものです。

●芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町公共下水道事業における汚水処理に関する事務を、令和8年4月1日から北九州市に委託することに伴い、事業規模を最新の数値に変更するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

(可決 満場一致)

標準町村議会会議規則および標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、必要な字句の修正を行うため、規則の一部を改正するものです。

●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

標準町村議会委員会条例の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、必要な字句の修正を行うため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ5億 3,800 万円の減額補正を行うものです。

歳入＝ 普通交付税や町民税の個人現年課税分などを増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分などを減額しています。

歳出＝ がんばれ芦屋町ふるさと応援基金積立金を増額計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しています。

なお、西祇園橋架け替え事業ほか5件について、繰越明許費の設定をしています。また、昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を3.0%から5.0%まで引き上げるものです。

●令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を2.0%から5.0%まで引き上げるものです。

●令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

●令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

●令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第4号)

(上記4議案いずれも可決 満場一致)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

年度内の所要見込額がほぼ確定しましたので、最終的に補正するとともに、昨今の長期金利上昇により、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの貸出利率が上昇しているため、地方債の利率を3.0%から5.0%まで引き上げるものです。

●令和8年度芦屋町一般会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 108 億 3,700 万円 前年比 2.1%増

歳入＝ 町税が 12 億 8,400 万円、地方交付税が 24 億 8,000 万円、国庫支出金が 13 億 4,600 万円などとなっています。

また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、昨年度同額の 10 億円をベースとしつつ、生活応援商品券発行事業等の実施のため、6億円増額して合計 16 億円を計上しております。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を8億 3,700 万円計上しています。

歳出＝ 総務費では芦屋港ボートパーク交流エリア整備事業費を計上し、消防費では移動式排水ポンプ等購入事業費を計上し、教育費では小中学校体育館空調設備整備事業費を計上しています。

このほかに、町民会館ぶどう棚等改修事業費や栗屋排水ポンプ更新事業費に加え、町債繰上償還事業費や物価高騰対策として、町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しています。

なお、芦屋港官民連携アドバイザー事業について、債務負担行為の設定をしています。

●令和8年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額4億 8,163 万円 前年比 12.5%増

歳入＝ 中央病院からの公債費負担金、町債(医療機器分 1 億 5,550 万円、設備改良分 1,470 万円)

歳出＝ 中央病院への貸付金、負担金、公債費 3 億 1,143 万円を計上しています。

●令和8年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 14 億 7,802 万 1,000 円 前年比4.1%減

歳入＝ 国民健康保険税、県支出金など

歳出＝ 保険給付費、国民健康保険事業費納付金など

●令和8年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額3億 2,069 万 9, 000 円 前年比 7.3%増

歳入＝ 後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝ 後期高齢者医療広域連合納付金など

●令和8年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 1,124 万 6, 000 円 前年比6. 9%減

歳入＝ 指定管理者からの納入金、使用料など

歳出＝ 委託料、修繕料など

●令和8年度芦屋町給食センター特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額1億 8,595 万 4, 000 円 前年比 16.6%増

歳入＝ 給食費収入、一般会計からの繰入金など

歳出＝ 給食事業費、給食賄材料費、人件費など

●令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝ 1,433 億 5,139 万 4, 000 円 前年比6. 2%増

本場開催の収入、場外発売受託事業収入など

収益的支出＝ 1,384 億 7,418 万 8, 000 円 前年比6. 2%増

本場開催の経費、場外発売受託事業費など

資本的支出＝ 33 億 950 万 4, 000 円 前年比 32. 3%増

本場の施設改良費など

●令和8年度芦屋町公共下水道事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝ 7億 9,626万 5, 000 円 前年比 6. 8%増

下水道使用料、長期前受金の戻入、一般会計補助金など

収益的支出＝ 8億 3,728万 4, 000 円 前年比3. 8%増

減価償却費、事務の代替執行負担金、企業債支払利息、人件費など

資本的収入＝ 7億 8,775万円 前年比 11. 1%増

国庫補助金、一般会計補助金、企業債など

資本的支出＝ 9億 2,335万 5,000円 前年比 13. 6%増

企業債元金償還金、負担金、人件費など

●令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)

(可決 満場一致)

職員の退職に伴うもので、歳入歳出それぞれ 1,819 万 2,000 円の増額補正を行うものです。

※ 令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第7号)については、令和7年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)の議決後に追加で上程されました。

【人 事】

●副町長の選任同意

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、新たに吉永 博幸氏を選任するため、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

氏 名 吉永 博幸
生年月日 昭和 35 年 9 月 8 日
住 所 北九州市八幡西区美吉野町

●芦屋町教育委員会教育長の任命

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

氏 名 三柘 賢二
生年月日 昭和 27 年 4 月 4 日
住 所 芦屋町山鹿

【その他】

●芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定

(可決 満場一致)

令和8年度から12年度までの持続的発展の基本方針や基本目標などを記載した芦屋町過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

衆議院議員総選挙等の実施に伴う令和7年度芦屋町一般会計補正予算(専決第2号)を地方自治法第 179 条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【報告】

●専決処分事項の報告

芦屋東小学校校舎大規模改修工事(その2)の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

公用車の物損事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。